

3 特殊健康診断

1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

1] 目的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自他覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

		受診団体数	受診者数	判定区分	
				所見なし	所見あり
法定項目	じん肺	36	776	646	130
	有機溶剤	97	3,442	3,059	383
	鉛	17	558	548	10
	石綿	14	135	105	30
	電離放射線	23	2,115	1,475	640
	特定化学物質	84	4,373	3,583	790
行政指導項目	VDT	23	1,078	535	543
	騒音	33	1,314	872	442
	有害光線	15	696	585	111
	引き金取扱従事者	10	180	24	156
	レーザー光線	6	85	64	21
	振動	9	163	21	142
総	数		14,915	11,517	3,398